

2023年11月1日

お取引先様各位

東京都中野区大和町一丁目15番3号
株式会社 飛鳥

振込手数料の取扱いについて

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年10月1日より「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が開始されました。振込手数料を債権者(売り手側)が負担する場合、原則では返還インボイスを発行する必要がありますが、インボイス制度の負担軽減措置により、少額として返還インボイスの発行は免除されております。

しかし、昨今の商習慣の変化や民法484条及び485条(持参債務の原則)では債務者(買い手側)が負担することが規定されていることを踏まえまして、今月(2023年11月)以降のお支払いについては、当社がお支払いする場合は当社が振込手数料を負担させていただきます。

また、当社がお支払いを頂く際は誠に恐れ入りますが、振込手数料を差し引かずにお支払いいただきますようよろしくお願い致します。

なお、本書は全てのお取引先様へご通知しております。すでに振込手数料をご負担とされているお取引先様につきましてはご容赦くださいますようお願い致します。

勝手なお願いを申し上げますが誠に恐縮ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具